

軽自動車の名義変更はお済みですか？

軽自動車税について、「車両を他人に譲ったり、だいぶ前に廃棄したのに納税通知書が届きました。どうしてでしょうか」という問い合わせが多く寄せられます。

軽自動車税は毎年4月1日現在で軽自動車を所有している人にかかります。

他人に譲渡した場合や、廃車した場合でも、名義変更の手続きが済んでいないと、前の所有者に納税通知書が届くことになります。

譲渡したとき、廃車したときは、車の手続きも忘れずにしましょう。

また、所有者がすでに亡くなっている場合も名義変更の手続きをお願いします。

名義変更、廃車の申告・問い合わせ先

(車種により申告・問い合わせ先が異なりますので注意してください)

車種	届出・問い合わせ先	手続きに必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ◆原動機付自転車 (125cc以下) ◆小型特殊自動車 (農耕・その他) 	市役所税務課(田沢湖庁舎) 角館・西木地域センター総合窓口課 各出張所	《名義変更の場合》 納税義務者及び届出者の印鑑 《廃車の場合》 ナンバープレート・納税義務者及び届出者の印鑑 ※申請用紙は届出先の窓口にあります。
◆三輪、四輪の軽自動車	下記へ直接おたずねください。 ●軽自動車検査協会秋田県事務所 TEL018-862-3270 〒011-0901 秋田市寺内字イサノ137-1 ●角館地区自家用自動車協会 TEL0187-53-2209 〒014-0369 仙北市角館町上菅沢194	
<ul style="list-style-type: none"> ◆125ccを超え250ccまでのオートバイ ◆250ccを超える二輪の小型自動車 	下記へ直接おたずねください。 ●東北運輸局秋田運輸局支局登録部門 TEL050-5540-2012 〒010-0876 秋田市泉字登木74-3 ●角館地区自家用自動車協会 TEL0187-53-2209 〒014-0369 仙北市角館町上菅沢194	

問い合わせ 仙北市税務課TEL(43)1117

自賠責入ってますか？

—無保険・無共済バイクをなくしましょう!!—

万一の交通事故の際の、基本的な対人賠償を目的として、バイク・原動機付自転車を含む全ての自動車に、自賠責保険・共済への加入が法律で義務付けられています。

また、フォークリフトなどの小型特殊自動車(農耕作業用を除く)についても、道路を一度でも走行する場合は、加入が必要です。

自賠責保険・共済に加入しないで運転すると、「**一年以下の懲役または50万円以下の罰金**」が課せられ、さらに**違反点数は6点となり、免許停止処分等**となります。

加入の手続きは、損保会社または共済組合への連絡の上、契約窓口へ保険料・共済掛金を添えて申し込んでください。自賠責保険・共済証明者と保険・共済標章(ステッカー)が発行されます。

なお、小型特殊自動車については、保険・共済標章(ステッカー)は発行されていません。

税務署からのお知らせ

—税務相談の体制が変わります—

平成19年11月1日以降、国税に関する一般的な相談は「電話相談センター」でお答えします。税務署にお電話いただければ、音声案内により「電話相談センター」におつなぎします。

なお、面接相談をご希望の方は、あらかじめ税務署に相談日時をご予約いただき、関係書類をご持参の上、税務署担当部門で相談していただくことになります。

大曲税務署 TEL0187-62-2191

国税について知りたいときは、いつでも手軽に税情報入手できる「国税庁ホームページ」(ホームページアドレス:www.nta.go.jp)をご利用ください。